

自由民主党「新憲法草案」に反対する声明

自由民主党は、2005年10月28日に、現日本国憲法に代わる新しい憲法を制定するとして「新憲法草案」（以下、草案）を決定した。その最大の狙いは、前文の侵略戦争への反省や全人類の平和的生存権の確認を含めて、日本国憲法の平和主義の要素をすべて廃棄し、日本を戦争（自衛戦争・侵略戦争・制裁戦争）を放棄した国から、戦争をする国に改めることである。この狙いは以下の4点によって実現される。

1. 現憲法の「第九条第二項」を削除して、(1) 自衛軍を保持する、(2) 自衛軍は、①日本の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するための活動、②国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動、③緊急事態における公の秩序を維持するための活動を行うことができるとしている（草案第九条の二）。ここから、自衛軍の海外派兵、自衛権と集団的自衛権の行使、国連軍やアメリカ主導の多国籍軍への参加、自衛軍による国民の弾圧が可能となる。

2. 国民に、①国や社会を自ら支え守る責務（草案前文）、②国際社会での圧政や人権侵害を根絶させるための不断の努力（草案前文）を課している。ここから、愛国心教育の実施や徴兵・徴発・徴用が可能となる。

3. 基本的人権をすべての人に保障するための機能を有する「公共の福祉」を削り、秩序維持機能しか有しない「公益及び公の秩序」を創設して、それに反しない限りの自由・権利の保障を明言している（草案第十二条）。これによって、基本的人権の保障は有名無実となり、公益及び公の秩序をまもるという名目で行われる戦争のために、国民の基本的人権を制限・剥奪することが可能となる。

4. 軍事に関する裁判を行う「軍事裁判所」を創設している（草案第七十六条）。軍事裁判所の設置は、海外で戦争を行うのに不可欠であるだけでなく、自衛軍の保護や自衛軍と戦争を批判する国民の弾圧を行う軍事監獄や軍事警察を生み出すことに繋がる。

なお、「新憲法草案」は、他方で、新しい人権、つまり、個人情報保護（第十九条の二）、環境権（第二十五条の二）などを創設しているが、国の努力義務規定の範囲内のもので、国民にとって大きな利益はない。

もし、「新憲法草案」が新しい憲法となったら、日本は、対外的には、「日米安保条約」に基づいて、アメリカと日本の「多国籍企業」の権益を保護するために、世界中で侵略戦争と制裁戦争を実行する国になる。国内的には、政府に反抗する国民を自衛軍で鎮圧する軍事国家になる。21世紀は、まぎれもなく、日本国憲法「第九条」の平和主義が世界の動きの主流となる時代であろう。「新憲法草案」はこの流れに逆行し、日本をアジアから孤立させ、かつ、日本をテロ・報復の危険にさらす。

われわれは、科学の成果を人類の平和的生存に生かすという会の活動目的から、今年全国各地で「憲法9条フォーラム」を開催し、日本国憲法が世界平和を発展させ、日本の平和と安全をまもるための「源泉」であることを、学問的見地から多面的に明らかにしている。われわれは、このような立場から、戦争する国づくりをめざす「新憲法草案」に断固反対する。

2005年11月6日

日本科学者会議第41期第2回幹事会